

岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例

岩手県議会委員会条例（昭和31年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(招集) 第12条 [略]	(招集) 第12条 [略] <u>(出席の特例)</u> <u>第12条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（次項において「オンラインによる方法」という。）によって、当該委員に発言その他の行為をさせることができる。</u> <u>（1）大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責めに帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u> <u>（2）育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u> <u>2 前項の規定に基づきオンラインによる方法により発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、委員会に出席しているものとみなす。</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理由

委員会を招集しようとする場所に参集することが困難な委員について、オンラインによる方法により発言その他の行為をさせることができる特例を設けようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。